

水防災教育における学生サポーター制度の活用

島田 駿之介

関東地方整備局 利根川下流河川事務所 防災対策課 (〒287-8510 千葉県香取市佐原イ4149)

利根川下流河川事務所管内の自治体で構成される利根川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会では、「小中学校における水防災教育等の促進」をソフト対策の重要な取組みの1つとしている。当事務所は、水防災教育の更なる普及・充実を目的とし、令和5年9月に関東地方整備局管内では初となる「水防災教育における連携協力に関する協定」を千葉科学大学と締結した。この協定は大学生に支援者として防災教育に参加してもらうことで、学生は教育現場の経験の機会が得られ、教員は授業の負担を軽減できるというものである。本論文では、この協定による制度を活用した水防災教育の有効性について報告するものとする。

キーワード 水防災, 防災教育, 学生サポーター制度, 負担軽減

1. はじめに

(1) 背景

平成27年9月関東・東北豪雨により鬼怒川等で大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、利根川下流域において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的として、河川管理者、県、市町等で減災のための目標を共有する利根川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会（以下「協議会」という。）が設置された。

協議会では「小中学校における水防災教育等の促進」を逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ確かな避難行動のためのソフト対策の重要な取組みの1つとしており、各自治体と連携して取り組んでいる。小中学生への水防災教育は子供たちの将来、また、現在の各家庭での防災意識の向上が図られることが期待される。一方で、対象となる小中学校は数が多く、如何に効果的・効率的に普及させられるかが課題となっている。

そのため、普及活動の一環として「水防災教育における大学との連携協力の取組み」（以下「学生サポーター制度」という）を導入することとした。

(2) 実施状況

令和5年度までに当事務所が主体となり水防災教育の協力を実施した学校は表-1の通りである。

平成30年度、令和元年度、令和3年度はそれぞれ1校に留まり、令和5年度には6校まで増加した。令和3年度までは、事務所が個別に意欲的な自治体を通して小学校へ水防災教育の実施に向けて調整を行い授業を実施していた。令和5年度からは水防災教育を流域自治体に普及させるため、協議会を通して再度広く周知することとした結果、希望校は増加した。今後更なる普及を図るために

表-1 水防災教育実施状況

年度	学校名
平成30年度	河内町立かわち学園（茨城県）
令和元年度	栄町立布鎌小学校（千葉県）
令和3年度	龍ヶ崎市立龍ヶ崎西小学校（茨城県）
令和5年度	利根町立利根小学校（茨城県）
	河内町立かわち学園（茨城県）
	成田市立豊住小学校（千葉県）
	銚子市立椎柴小学校（千葉県）
	香取市立竟成小学校（千葉県）
	柏市立花野井小学校（千葉県）

協議会を通じて各自治体の教育委員会に周知することで、水防災教育の支援希望が増えることを想定している。そのため、支援をより充実させる手法の検討・導入を実施することとした。

(3) 学校の課題

小中学校が水防災教育を実施する上での問題点としては、教員の災害・防災に関する知識が少ない、教材の準備に時間を要する、児童への教え方難しい等の問題が聞かれる。

実際に小中学校の教員が自主的に解決しようとする場合、教員自ら勉強し教材を作成しなければならないため大きな負担となっている。このため、教員へのこれらの問題に対するきめ細やかなフォローが必要となっている。

(4) さらなる普及に向けて

当事務所としては水防災教育をさらに普及していく考えであるが、現状の職員自らが支援する方法では対応できる範囲には限界がある。このために新たな支援手法を検討することとした。そこで、全国における水防災教育

支援について調査したところ、中部地方整備局において学生サポーター制度を導入している事例が確認できた。この制度を参考に、利根川下流域近傍において水防災に関する学科を持つ千葉科学大学に協力を要請して快諾いただき、協定を締結（図-1）することとなった。

2. 学生サポーター制度について

(1) 制度の目的

利根川下流域全域の小中学校に防災教育を普及・充実させていくためには、事務所の取組みや小中学校の自主性に依存するだけでは限界がある。そこで、先述の学校の要望に応えつつ水防災教育を効率的に展開するための方法として学生サポーター制度を導入した。

学生サポーター制度では、小中学校に対して専門的な教材を提供すること、大学生に対しては教育現場の実務を体験してもらうこと、事務所は教育支援の人手不足を軽減することなどを目的としている。



図-1 調印式の様子

(2) 制度概要

学生サポーター制度とは、大学生が支援者として防災教育に参加してもらう制度で、小中学校、大学、事務所にそれぞれメリットがあるものとなっている（図-2）。

それぞれのメリットは次の通りである。

- 小中学校（教員）のメリット
 - ・授業時の教員の負担を軽減できる。
 - ・専門的な指導の持続が可能になる。
 - ・防災教育現場の指導力向上が図れる。
- 大学（学生）のメリット
 - ・教育現場を経験することができる。
 - ・防災対策に関する理解が促進される。
 - ・地域に貢献できる。
- 事務所（行政）のメリット
 - ・防災教育を効果的・効率的に実施・拡充できる。
 - ・防災に携わる担い手確保を図れる。

当事務所では、危機管理をすべての学生の素養にという教育方針掲げる千葉科学大学と令和4年度より学生サポーター制度の導入について調整を行い、令和5年9月22日に関東地方整備局管内では初めてこの制度導入の協定締結に至った。

(3) 令和5年度の取組み

令和5年度は試行授業として大学から比較的近場であり、授業の実施時期等の条件が合致した2校（鉾田市立椎柴小学校、香取市立竟成小学校）で制度を活用した授業を実施した（図-3）。実施の際には授業前に大学の学生、小学校の教員、事務所職員で授業分担や進め方、教材の内容等について打合せを行った。

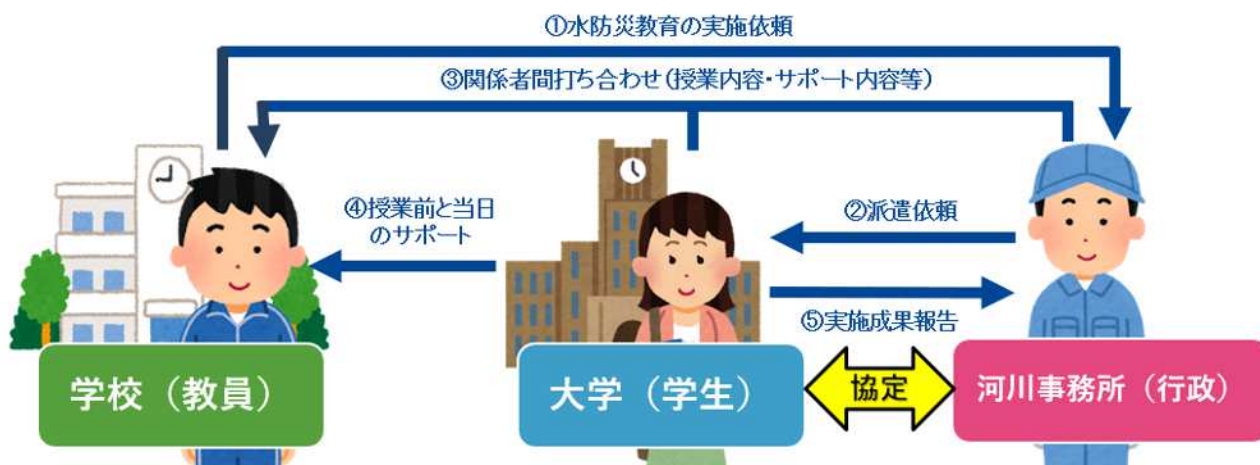


図-2 学生サポーター制度概略図



図3 学生サポーターによる授業の様子

(4) 学生が担当した授業パート

今回の試行授業では、学生は授業後半の10分間を担当した。担当する部分の授業スライド（図4）は当事務所が提供した資料を参考に学生自身が作成した。内容はクイズ形式が主体となっており、災害対応ゲームのクロスロードをもとに作成されている。これは、児童の意見が分かれるような内容にして、児童がそれぞれ選んだ理由を説明することで、水防災について児童に自ら考えさせることが狙いである。実際に児童は活発に授業に参加し、意見を出し合っていた。

3. 制度導入による結果・考察

試行授業実施後、学生には活動報告書の提出、教員にはアンケートの回答をお願いした。

(1) 学生の声

初回の授業では学生から「本番は想定していたよりも早く終わってしまうため、時間管理が大切」「教材の内容を工夫して子供たちが受動的ではなく能動的に学べる授業にしたい」といった意見があった。二回目の授業ではそれらの点が改善され、「次は児童の様子を見ながら進めていきたい」「大学で学んだ知識を活かしてうれしい」といった意見をいただいた。このように実際に授業をしてみて感じた課題点を改善しているため、学生に対しては学生サポーター制度のメリットである「教育現場の経験ができる」を達成できていたように感じる。

(2) 教員の声

教員からは、「担任以外の人で説明することで授業にメリハリが生まれる」「児童が集中して楽しく取り組んでいて、理解の促進につながる」といった意見があった。これまでは、担任以外が説明するとなると事務所職員が教材等の準備を行う必要があったが、今回は学生サポーターでの対応が可能であった。

以上から、サポーターにとっても授業を受ける側にとっても本制度導入のメリットがあることが分かった。

4. 今後の課題

令和5年度に学生サポーター制度を活用した試行授業を実施し、次の3つの課題があがった。

(1) 事務所の負担について

学生サポーター制度導入のメリットとしては、学生が授業の一部を担当することで教員、事務所職員、それ

みんなで一緒に考えてみよう！

あなた
あなた
小学6年生の子どものお父さんまたはお母さんになったつもりで考えてみよう！

場面①
あなたは毎日1時間かけて車で会社に通っています。
今日は雨が強いな

場面②
会社で仕事をしていると、自宅の近くで利根川がはらんしたとニュースが入ってきました。

場面③
すると、家でひとりで留守番をしている娘から電話がかかってきました。
どうすればいい？
家の前まで水が来てるよ!!

小学6年生の子どもの親になったつもりで考えよう！

クイズ
会社にいるとき、自宅近くの利根川がはらんしたことを知ったあなた。家で留守番している娘にはどんな行動をとってもらおう？

こ ン ナ
状 況
➤ 家では娘がひとりで留守番している。
➤ 会社から家までは車で1時間はかかる。

A
1人で避難させる
いつも通学しているから、一人でも大丈夫！

B
家で待たせる
行き違いにならないようにしないと！

図4 授業スライド（学生担当部分）

ぞれの負担を減らすといったものである。しかしながら、今回の試行授業では初めてということもあり、サポートを行う人員が増加して全体としては負担が増えている。今後の展開としては、授業の選択肢として学生サポーター単独で授業を実施する手法を検討していく必要がある。

(2) 協定締結大学の拡大

千葉科学大学と協定を締結して試行授業を進めてきたが、締結した大学が1校だけであると授業をサポートする学生の人員不足や大学生の移動距離の問題で授業を実施できる小中学校が限られてくる。危機管理学部や教員を目指す学生を有する大学を対象として協定の締結を拡大していく必要がある。このためには、学生側にとってのメリットを明確化していく必要がある。

(3) 授業実施時期による学生の日程確保

今回は出水期が終わった頃から水防災教育の授業を開始したが、本来は出水期前に実施して実際に洪水が起きそうになったらどうすればよいかを子供たちに考えさせるべきである。しかし、出水期前となると学生は就活が忙しくなる時期であるため日程の確保が困難である。

以上の問題点への対策として、大学の授業の一環として参加できるように制度を大学と調整していくこと、授業に参加していただいた学生に対して事務所管内の見学

会を実施して防災に関する理解を深めてもらうこと等、双方の連携のメリットを大きくしていく必要がある。

現在協定を締結している千葉科学大学危機管理学部の授業には防災士の資格を取るための授業がある。防災士の資格取得のための実習として授業のサポートを行ってもらうことを検討している。また、マイ・タイムラインについて学ぶ必要があるため、それと紐づけて授業の教材を作成してもらい大学の授業の一環とすることを大学とともに検討・導入しているところである。

5. おわりに

水防災教育の普及活動として学生サポーター制度は有用なものであると考えられる。しかし、令和5年度に実施した試行授業では3つの課題が顕著となった。令和6年度は大学・小中学校・事務所の三者のメリットを確かなものとし、それぞれの負担をさらに減らせるよう進めていきたいと考えている。

大学という同じ教育現場の目線で教材、教育内容、教育方法を議論・展開することで、防災教育の更なる充実が図られると考えており、今後も取組み・成果を発信していきたい。